

機関番号：12501
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2009～2010
 課題番号：21730663
 研究課題名（和文） 現代日本における「教育ローン」「学資保険」に関する多角的・実証的研究
 研究課題名（英文） The research of Japanese “educational loan” and “educational endowment insurance” system
 研究代表者
 白川 優治（SHIRAKAWA YUJI）
 千葉大学・普遍教育センター・助教
 研究者番号：50434254

研究成果の概要（和文）：

本研究では、銀行等の金融機関へのアンケート調査により、①民間金融機関の「教育ローン」には安定した数の利用者があること、②割賦販売法が 2008 年に改正され、2009 年 12 月に施行されたことにより、地方銀行・信用金庫等では、それまで扱ってきた特定の大学等の教育機関と提携した「教育ローン（提携ローン）」を廃止する機関と継続する機関に対応が分かれていることが明らかになった。そして、教育ローン・学資保険と日本学生支援機構奨学金を比較すると、奨学金制度が持つ、無利子もしくは低利での有利子貸与・長期返済期間・優秀な大学院生を対象とする特別返済免除制度の存在という「奨学金」としての特性は重要な意味を持つことが確認された。

研究成果の概要（英文）：

We had questionnaire research to commercial banks and other banking establishments about “educational loan”. This research shows that “Educational loan” remain constant social needs. But Installment Sales Act revised on 2008 and came into force on 2009, many banks abolished educational loan that cooperates with university or other educational institution. But other banks carry on the cooperated educational loan. Correspondence to law revision is different according to each bank.

We compare National scholarship loan system by JASSO(Japan Student Services Organization) with educational loans by commercial banks, scholarship loan system has very significant features. There are intent-free loan, long-term deadline to repayment, and forgiven of repayment for excellent graduate students. This brought a reevaluation of National scholarship loan system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 21 年度	500,000	150,000	650,000
平成 22 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育社会学

キーワード：教育ローン、奨学金制度、教育費、学資保険

1. 研究開始当初の背景

日本における高等教育への公財政支出はOECD 各国比較においても最も低位に位置しており、高等教育への進学・就学機会は、知費負担に依存している。教育機会と教育費負担の課題に対して、その結節点にある制度のひとつが奨学金制度を中心とする教育費支援制度である。これまで、奨学金制度については実証的な分析が進められてきた。しかし、教育費支援制度の研究としてみると、日本学生支援機構奨学金を対象とする研究が中心であり、民間金融機関による「教育ローン」等の奨学金に類似した役割を担っている事業に研究は事実上行われてこなかった。しかし、米国において奨学金事業のなかで「政府保証民間教育ローン」方式（FFEL：Federal Family Educational Loan）が奨学金事業の量的な中心を占めていることから、行財政改革の観点から日本学生支援機構の奨学金事業を民営化することや、奨学金事業を民間金融機関による教育ローンに委託する意見などが主張されてきた。しかし、民間金融機関による教育ローンを対象とする実証的研究は存在しないことが日本の現状であった。

2. 研究の目的

本研究は、現代日本において奨学金制度・政策に類似し、教育費支援を目的とする制度・事業である「国の教育ローン」、民間銀行等による「教育ローン」、保険会社等による「学資保険」を研究の対象とし、これらを現状を明らかにすることを目的とするものであった。また、これらの諸制度を公的奨学金制度である日本学生支援機構奨学金事業と比較することを通じて、それぞれの意義や特徴を再検証する。そのことを通じて、公的奨学金事業の民営化や業務委託の妥当性と可能性を検討することにより、日本における教育費支援制度の在り方を検討することを最終的な目的としていた。

3. 研究の方法

研究の目的を達成するために、(1) 文献研究により「国の教育ローン」、民間銀行等による「教育ローン」、保険会社等による「学資保険」の政策的・制度的変遷過程の検証と事業実態の歴史的経過を分析した。(2) 民間金融機関による「教育ローン」「学資保険」の現状と課題を明らかにするため、民間銀行等（都市銀行・信託銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・漁業協同組合他）を対象とするアンケート及び関係資料の提供依頼調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 主な研究成果

本研究の主な研究成果は、①民間銀行等（都市銀行・信託銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・漁業協同組合他）による教育ローンに変化が生じていることを実証的に明らかにしたこと、②日本学生支援機構と奨学金制度と教育ローンを比較することを通じて、日本学生支援機構奨学金には「奨学金」として重要な意味を持つことを確認したことである。

①教育ローンの実証的分析

本研究では、金融機関コードを持つ国内金融機関（外国銀行を除く）1422 機関を対象に、「教育ローン・奨学ローンに関するアンケート調査」を実施した。調査では回収率 53.5%、全国 736 金融機関からの回答を得た（2011 年 5 月 28 日時点）。

この調査から、得られた主な知見は以下のとおりである。第一は、回答のあった機関のうち 95.5%の金融機関で、一般的な「教育ローン」の取り扱いがあることが示された（表 1）。

表 1 「教育ローン」の取り扱い現況

	扱っている	以前はあったが、今はない	扱ってない	合計
全国銀行 (都銀・信託銀行等)	2	0	3	5
地方銀行	23	0	0	23
信用金庫	168	0	0	168
信用組合	73	0	5	78
労働金庫	7	0	0	7
農業協同組合 (JAバンク)	420	0	7	427
その他(全漁連等)	17	3	8	28
合計	710	3	23	736

このように 9 割以上の民間金融機関で取扱われている教育ローンについて取扱額の増減を尋ねたところ、「増えている」20.7%、「例年通りである」56.5%、「減っている」22.8%であった。「増えている」「例年通りである」が 7 割以上であることから教育ローンは安定したニーズのある金融商品であることが示された。これらの回答は、金融機関の種別による差はみられなかった。このことは都市銀行等の全国銀行、都道府県域を基盤とする地方銀行、より狭い範囲を営業地域とする信用金庫、一定の会員制要件を設定し、構成する会員を対象とした金融取引を行う信用金庫、農業協同組合（JA バンク）等のいずれにおいても、「教育ローン」が取り扱われ、一定の利用者が存在していることを意味している。このことは、各種制度の貸与基準や貸与条件などが異なる教育費支援の金融制度が多元的に存在することによって、多様な教育費支援ニーズに対応できていることを示唆するものである。

第二は、他方、金融機関が大学等の教育機関との提携することで貸与条件を優遇する

「提携教育ローン」は、91%の金融機関で取り扱いがないことが示された。しかし、「提携教育ローン」に関する重要な知見は、「取り扱いがない」機関が多いことだけでなく、「以前はあったが、今はない」3.1%（23 機関）として、同ローンを近年、廃止した機関が一定数みられたことである。これは、2008年に改正され、2009年12月に施行された割賦販売法改正の影響によるものである。この割賦販売法改正については、改正案が明らかになった時から金融機関と大学等の教育機関が提携する「提携教育ローン」への影響が指摘されていた。しかし、法改正が行われ後、この制度改正に対する対応は金融機関によって異なることが今回明らかになった（表2）。

表2 「提携教育ローン」の取り扱い現況

	扱っている	以前はあったが、今はない	扱ってない	合計
全国銀行 (都銀・信託銀行等)	1	0	3	4
地方銀行	3	13	7	23
信用金庫	8	9	151	168
信用組合	1	0	77	78
労働金庫	3	0	4	7
農業協同組合 (JAバンク)	5	1	423	429
その他:(全漁連等)	0	0	27	27
合計	21	23	692	736

第三に、教育ローンの課題や限界も具体的に明らかになった。本研究におけるアンケート調査では自由記述による回答を設定した。そこでは、「教育ローンの申込を受け付けて、審査の結果、断らざるを得ないケースもある」とする記述や「公的奨学金の充実が必要である」「授業料を低くすることが必要である」という意見が複数見られた。これらのことは、民間金融機関の扱う教育ローンによる教育費支援の限界と奨学金・授業料制度や政策との相違や機能分担の重要性を示すものとして重要な指摘である。他方、自由記述からは「教育費の負担軽減のため、住宅ローンの返済期限の延長等により、教育費の負担分を捻出するケースもみられる」という指摘も複数見られた。このことは、教育費負担の在り方を、「教育費」の問題としてのみ検討することの問題を示しており、他の生活経費との兼ね合いも視野に入れた分析の必要を示している。

②奨学金制度と教育ローン制度の比較

本研究では、民間金融機関による教育ローン等と日本学生支援機構の奨学金制度と比較することにより、教育費支援を目的とする両制度の特徴を検討した。その結果、日本学生支援機構奨学金についてはその制度が持つ、無利子もしくは低利での有利子貸与・長期返済期間・優秀な大学院生を対象とする特別返

済免除制度の存在という「奨学金」としての特性を再評価できることを検討した。他方、各種制度の貸与基準や貸与条件などが異なる教育費支援の金融制度が多元的に存在することによって、多様な教育費支援ニーズに対応できている可能性があることを示した。しかし、現在の大学進学適齢である18歳時点で50%以上が大学に進学する状況を前提にするときに、学力要件を貸与基準として設定している「奨学金」には限界があること、他方で、家計の経済状況により貸与審査で拒否される可能性がある教育ローンにも限界があることなど、それぞれの制度にも課題があることも明らかになった。

(2) 本研究の成果の意義と今後の課題

本研究の意義は、これまで実証的研究が存在しなかった民間金融機関による教育ローンについて、その現況を悉皆調査を通じた実証的データを用いて明らかにしたことにある。そして、既に明らかにしてきたように独立行政法人制度の改革のなかで政策金融機関による「国の教育ローン」が縮小しているなかで、今回の調査により2008年の法令改正によって民間金融機関の「提携教育ローン」も縮小していることが示された。このように制度変更による影響を実証的に示しながら、教育費支援制度の観点からみたとき、問題が生じている可能性を実証的に示したことは本研究の意義がある成果である。また、公的奨学金事業の民営化や業務委託の妥当性と可能性について、民間金融機関の側からの意見として、公的奨学金制度の充実や授業料負担の軽減を求める指摘がみられることを通じて、両制度の機能分担が重要であることを示した。このように民間金融機関の取扱商品を実証的に分析することを通じて、公的奨学金制度の意義を検討したことは、他にない分析視点であり、本研究の重要な成果の一つである。

今後は、法改正に対して、金融機関による対応が異なることの理由を明らか検証することが課題である。さらに、「教育ローン」の調査からは、住宅ローン等の他の金融商品の利用状況等から追加的なローンの貸与条件を満たすことが困難なケースも存在することも判明した。教育費支援の制度的在り方を、他の生活経費との兼ね合いも視野に入れて、その全体像を問い直す作業の必要性を感じている。

なお、本研究の成果は2011年度以降に関連学会での口頭報告を行うとともに、論文等で社会に公表していく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件(予定))

白川優治「民間金融機関による教育ローンの現況分析」日本教育社会学会第63回大会、2011年9月23・24・25日のいずれかの一日、お茶の水女子大学(発表申込み手続き済)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

白川 優治 (SHIRAKAWA YUJI)

研究者番号: 50434254

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし